

減損会計を適用した場合の所有権移転外 ファイナンスリース取引の研究

谷 畠 範 恭

- 1 はじめに
- 2 リース会計と減損会計の接点
- 3 2004年から2006年における旧「リース会計基準」と減損会計
- 4 2007年から現在における新「リース会計基準」と減損会計
- 5 おわりに

1. はじめに

減損会計とは、収益力の低下した有形固定資産の帳簿価額を切り下げるという手続きであり、この会計処理として2002年8月に企業会計審議会から「固定資産の減損に係る会計基準に関する意見書」、2003年10月に企業会計基準委員会から「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が公表された¹。固定資産の価値減少という意味では減価償却の他に臨時償却が考えられるが、臨時償却は投資額のうち収益の獲得に貢献したにもかかわらず費用化されていない部分の費用計上手続であり、一方、減損損失は収益の獲得に貢献しないまま、その価値を失ってしまった部分の切り下げと考えられる²。「固定資産の減損に係る会計基準に関する意見書」によれば、リース資産も減損の対象となっているが、問題はこの場合のリース資産が所有権移転ファイナンスリースによるものだけではなく、所有権移転外ファイナンスリースのリース資産に対しても適用されるということである。所有権移転外ファイナンスリースは、会計処理に賃貸借処理が認められていた時期があり、その際には、オフバランスとなっているリース資産に対してその価値を減少させる手続きをおこなうというある種矛盾した処理をすることになっていた。本稿では、この時期を中心として「リース会計」と「減損会計」との関係を検討していく。

2. リース会計と減損会計の接点

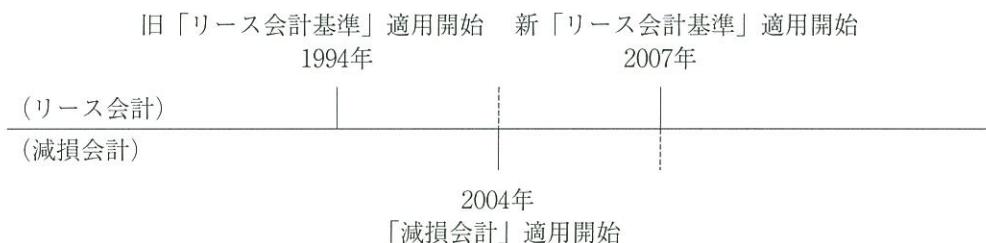
「リース会計」に関しては、2007年3月に企業会計基準委員会より「リース取引に関する

¹ 適用時期は2005年4月1日以後開始する事業年度からであったが、2004年4月1日以後開始する事業年度も早期適用として認められた。

² 米山正樹『減損会計—配分と評価—』森山書店、2003年、227-230頁

る会計基準」並びに「リース取引に関する会計基準の適用指針」が公表された³。それ以前の旧「リース会計基準」では所有権移転外ファイナンスリース取引の会計処理は原則：売買処理、例外：賃貸借処理であり、企業は税法との関係や財務比率のメリット等の理由によりほとんどが賃貸借処理を採用していたが、2007年の改正によりその会計処理が売買処理のみとなった。この「リース会計」の改正時期と「減損会計」の適用時期を時系列で並べると図2-1のようになる。

図2-1



つまり、2004年から2006年までが旧「リース会計基準」と「減損会計」の適用が重なる時期であり、2007年以降が新「リース会計基準」と「減損会計」の適用が重なる時期である。

リース取引は、そもそもオペレーティングリース取引、所有権移転ファイナンスリース取引、所有権移転外ファイナンスリース取引に分類されるが、これらのうち、まずオペレーティングリース取引は減損会計基準の中で特に規定されていないため⁴、減損対象とはならない。また、所有権移転ファイナンスリース取引は通常の売買処理となるため、減損会計が適用される⁵が、これは通常の減損会計の適用となり問題はない。本章にて取り上げるのは3つめの所有権移転外ファイナンスリース取引である。所有権移転外ファイナンスリース取引は、上述のとおり2004年から2006年においては賃貸借処理がなされており、減損の対象となる資産が帳簿上計上されていない。にもかかわらず、そのオフバランスとなっている資産について減損をおこなうことを要請されたのである。

ここで、2004年から2006年の時期において所有権移転外ファイナンスリース取引に減損会計を適用した場合の処理を示す。通常、減損会計では減損すべき対象資産に対して借方に減損損失を、貸方に対象資産を計上し減額する。しかし、所有権移転外ファイナンスリース取引で賃貸借処理を採用した場合は減損すべき対象資産がないので、貸方はリース資産減損勘定という負債の科目を計上する。また、賃貸借処理を採用した場合の減損損失と売

³ 適用時期は2008年4月1日以後開始する事業年度からであったが、2007年4月1日以後開始する事業年度も早期適用として認められた。

⁴ 財團法人財務会計基準機構『詳解 減損会計適用指針』中央経済社、2004年、151頁

⁵ 「固定資産の減損に係る会計基準に関する意見書」四4

買処理を採用した場合の減損損失では金額が異なる。なぜなら、減損損失の対象となる資産が、売買処理はリース資産から減価償却累計額を控除した金額、賃貸借処理は、注記してある未経過リース料となるからである。リース資産の取得価額を A、リース資産の取得を第 1 期とした場合の n 期のリース料を L_n、売買処理を採用した場合のリース料の中に含まれる利息相当額を R_n、減価償却費を D_n とすれば、対象資産の価額は以下のようになる。

<売買処理の場合>（通常の減損会計と同じ）

取得原価から減価償却累計額を控除する。

$$A - \sum_{t=1}^n D_t \quad \dots \quad ①$$

<賃貸借処理の場合>

リース資産の取得原価相当額と減価償却累計額相当額によって算定するのではなく、重要性が高いリース取引は未経過リース料の現在価値、重要性が低いリース取引は割引前の未経過リース料による⁶。このように取得原価相当額と減価償却累計額相当額によって算定しなかった理由は、実務上の負担を考慮したものとなっているようである⁷。

$$A - \sum_{t=1}^n L_t + \sum_{t=1}^n R_t \quad \dots \quad ②$$

①と②を比較すると

$$\sum_{t=1}^n D_t \geq \sum_{t=1}^n L_t - \sum_{t=1}^n R_t$$

である⁸ので

$$A - \sum_{t=1}^n D_t \leq A - \sum_{t=1}^n L_t + \sum_{t=1}^n R_t$$

となる。つまり、売買処理の方が賃貸借処理よりも対象資産が過小に表示される。その分減損損失も小さくなる⁹。

また、減損会計の処理は以下のようになる。

⁶ この点について、旧「リース会計基準」では所有権移転外ファイナンスリースの会計処理に賃貸借処理を採用した場合、リース物件の取得価額相当額と減価償却累計額相当額及び期末残高相当額を注記することを求めている（重要性が低いものは除く「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」六、重要性の判断基準）ため、敢えて「未経過リース料」を用いなくてもよかつたのではないだろうか。仮に賃貸借処理においても対象資産の価額をリース資産の取得原価相当額と減価償却累計額相当額によって算定するとしておけば、売買処理、賃貸借処理いずれにしても減損対象資産の価額は同額（結果「減損損失」も同額）となり、比較は容易くなっていたはずである。

⁷ 持永勇一・山岸聰『減損会計の完全実務詳解』2004年、財經詳報社、195頁

⁸ 谷畠範恭「所有権移転外ファイナンスリース取引の研究」2007年、第3章を参照されたい

⁹ ただし、この場合、未経過リース料を現在価値に修正していないので、現在価値算定のための割引率によっては、大小が入れ替わる可能性がある。

<売買処理の場合>

減損損失 (IS) を計算し、その損失の分だけ資産を減額する。

(借) 減損損失 IS (貸) リース資産 IS

<賃貸借処理の場合>

減損損失 (IL) を計算した後、「リース資産減損勘定」という負債勘定を貸方に計上する。

(借) 減損損失 IL (貸) リース資産減損勘定 IL

この「リース資産減損勘定」は、リース契約の残存年数 (y) にわたり定額法によって取り崩され、当該取崩額は各事業年度の支払リース料と相殺する（リース料支払い時）。

(借) リース資産減損勘定 $\frac{IL}{y}$ (貸) リース料 $\frac{IL}{y}$

3. 2004年から2006年における旧「リース会計基準」と減損会計

上述のように2004年から2006年までは旧リース会計基準が適用されており、所有権移転外ファイナンスリースについては「売買処理」と「賃貸借処理」の双方が認められていた。そのためこの期間においては、同一取引にも関わらず会計処理の選択によって「利益」等に差異が生じることになる。旧「リース会計基準」によって開示が義務付けられている財務諸表の注記情報をを利用してこの差異を埋める（具体的には「賃貸借処理」から「売買処理」への修正）ことができれば問題ないのであるが、それができないのであれば、これら財務諸表間の正確な比較は困難である。

そこで、本章では簡単なモデルを用いて減損処理の対象となった所有権移転外ファイナンスリースの会計処理として「賃貸借処理」を採用した場合の決算書から「売買処理」を採用した場合の決算書への修正の可否を検討する。

以下の条件のもとリース取引が行われ、任意の年度に減損損失を計上したとする。また以下 n 年度とはリース開始年度を 1 年目とした場合の n 年目を意味する。

<条件>

1. リース物件の購入価額 A
2. 当該リース物件に関する n 年度における支払利息 R_n
3. 当該リース物件に関する n 年度における減価償却費 D_n
4. 当該リース物件に関する n 年度における年間リース料 L_n
5. 売買処理における当該リース物件に関する減損損失 IS
6. 賃貸借処理における当該リース物件に関する減損損失 IL
7. 減損損失計上時点でのリース契約の残存年数 y
8. 減損損失計上年度を 1 年目とした場合の n 年目までの経過年数 s

I 減損損失計上初年度

まずは、リース取引に関する部分の「賃貸借処理」から「売買処理」への修正仕訳を示す¹⁰。

$$(借) \text{ リース資産} \quad A - \sum_{t=1}^n D_t \quad (貸) \text{ リース債務} \quad A - \sum_{t=1}^n L_t + \sum_{t=1}^n R_t$$

$$\begin{array}{lll} \text{減価償却費} & D_n & \text{(貸) リース料} \\ \text{支 払 利 息} & R_n & L_n \end{array}$$

$$\text{未処分利益} \quad \sum_{t=1}^n D_t + \sum_{t=1}^n R_t - \sum_{t=1}^n L_t$$

これに、減損処理に関する部分の「賃貸借処理」から「売買処理」への修正仕訳を追加する。ただし、減損損失計上後に当年度リース支払日（1回／年）が到来したとする。

$$\begin{array}{lll} (借) \text{ リース資産減損勘定} & IL - \frac{IL}{y} & (貸) \text{ 減損損失} \\ & & IL \\ & \text{リース料} & \frac{IL}{y} \\ & & \\ \text{減損損失} & IS & \text{リース資産} \\ & & IS \end{array}$$

結果、以下の修正仕訳が得られる。

$$\begin{array}{lll} (借) \text{ リース資産} & A - \sum_{t=1}^n D_t - IS & (貸) \text{ リース債務} \quad A - \sum_{t=1}^n L_t + \sum_{t=1}^n R_t \\ \text{減価償却費} & D_n & \text{リース料} \quad L_n - \frac{IL}{y} \\ \text{支 払 利 息} & R_n & \text{減損損失} \quad IL \\ & & \\ \text{リース資産減損勘定} & IL - \frac{IL}{y} & \\ & & \\ \text{減損損失} & IS & \\ & & \\ \text{未処分利益} & \sum_{t=1}^{n-1} D_t + \sum_{t=1}^{n-1} R_t - \sum_{t=1}^{n-1} L_t & \end{array}$$

ここで、上述の修正仕訳よりたとえば経常利益の修正式は以下のようになる。

¹⁰ 谷畠範恭 [8]、第3章を参照されたい

1. n 年度における賃貸借処理を採用した場合の経常利益 P_n
2. n 年度における売買処理を採用した場合の経常利益 $\overline{P_n}$

$$\overline{P_n} = P_n + L_n - \frac{IL}{y} - (D_n + R_n) + IL - IS$$

修正式は以上のようになるが、これを元に実際の企業の修正を行うことはできない。なぜなら、実際の企業は賃貸借処理を採用した場合の財務諸表の注記情報で「売買処理における当該リース物件に関する減損損失」の金額（上記「IS」）を開示しないからである。すなわち、所有権移転外ファイナンスリース取引で、リース資産に減損会計を適用している場合、通常のリース取引の賃貸借処理から売買処理への修正と、減損会計適用による「賃貸借処理における当該リース物件に関する減損損失」（上記「IL」）から「売買処理における当該リース物件に関する減損損失」（上記「IS」）への修正が必要であるが、その情報開示は求められていないのである。ただし、正確な計算を必要とするのではなく、リース取引部分の修正だけでよいのであれば以下の式で計算できる。

$$\overline{P_n} = P_n + L_n - (D_n + R_n)$$

II 減損損失計上年度次年度以降

減損損失を計上してから次年度以降は、上記 IS と IL の差額及び過年度「リース資産減損勘定」取崩額 ($\frac{IL}{y}$) 分の未処分利益を修正する必要があり、修正仕訳は以下のようになる。

(借)	リース資産	$A - \sum_{t=1}^n D_t - IS$ (貸)	リース債務	$A - \sum_{t=1}^n L_t + \sum_{t=1}^n R_t$
	減価償却費	D_n	リース料	$L_n - \frac{IL}{y}$
	支払利息	R_n		
	リース資産減損勘定	$IL - \frac{IL}{y} \cdot s$		
	未処分利益	$\sum_{t=1}^{n-1} D_t + \sum_{t=1}^{n-1} R_t - \sum_{t=1}^{n-1} L_t$ $- IL + IS + \frac{IL}{y} \cdot (s - 1)$		

ここで、上述の修正仕訳よりたとえば経常利益の修正式は以下のようになる。

$$\overline{P_n} = P_n + L_n - \frac{IL}{y} - (D_n + R_n)$$

この内、 $L_n - \frac{IL}{y}$ は「リース料」の n 年度の損益計算書計上額を表しているので修正は可能である。

4. 2007年から現在における新「リース会計基準」と減損会計

2007年から現在においては、新「リース会計基準」が適用されており、所有権移転外ファイナンスリース取引に賃貸借処理を採用することができないため、2004年から2006年において賃貸借処理を採用していた企業は、減損損失の計算方法を変えねばならなくなつた。なぜなら、第2章で説明したように減損損失の対象となる資産が売買処理はリース資産から減価償却累計額を控除した金額、賃貸借処理は注記してある未経過リース料と規定されているからである。ただし、リース取引そのものが売買処理でおこなわれているため、当然、リース資産から減価償却累計額を控除した金額は求められており、それほど事務負担が増えたということはなかったであろう。また、減損損失が売買処理の計算方法に一本化されたことにより、2004年から2006年の期間よりは外部の者にとって利用しやすい環境になったといえる。

5. おわりに

企業会計では、所有権移転外ファイナンスリース取引は所有権移転ファイナンスリース取引となんら変わらず、その会計処理は、実質的優先思考からみて売買処理がなされるべきとしている。本稿で検討した減損会計でも、所有権移転外ファイナンスリースで取得したリース資産を、オフバランスとなっているにもかかわらず会社の所有資産とみなしそうだ。減損の対象としたこともそれを証しているといえよう。1993年の「リース会計基準」策定のさいに、例外規定を設けてしまったことが、結果としてこの矛盾を生みだした。ただし、例外規定を設けたこと自体が問題であるかは別として、会計基準を策定する側の論理が一貫していない印象を受ける。「リース会計基準」で例外規定を設けるならば、「減損会計」でも例外を認めるべきであったし、もし、2007年3月の所有権移転外ファイナンスリース取引の会計処理を原則規定の売買処理のみとする「リース会計基準」の改正を視野に入れていたとしても、それならば「リース会計基準」の改定を「減損会計」の公表よりも、早期におこなうべきではなかつたであろうか。

【参考文献】

新井清光・加古宜士編著『リース取引会計基準詳解』中央経済社、1994年

- 財務会計基準機構『詳解 減損会計適用指針』中央経済社, 2004年
谷畠範恭「所有権移転外ファイナンスリース取引の研究」2007年
茅根聰『リース会計』1998年, 新世社
服部勝『詳説リース会計基準』税務研究会出版局, 2008年
三木禎宏「リース会計制度と注記情報」『六甲台論集』神戸大学大学院経営学研究会, 49巻3号, 2002年
持永勇一・山岸聰『減損会計の完全実務詳解』財経詳報社, 2004年
米山正樹『減損会計—配分と評価—』森山書店, 2003年